

平成29年10月20日改

白川町立黒川小学校長

「気象警報」発令時における対応について

「気象警報」発令時は、白川町教育委員会の指針に基づき、以下のように対応することとしております。

1 対象となる気象警報 **特別警報** **暴風警報** **大雨警報** **洪水警報**

2 対象となる気象警報発令の地域 **白川町**

3 気象警報が発令された場合の児童の動き

登校前に発令

登校前に気象警報が出ている場合、白川町教育委員会が「**すぐメール**」及び「**町内音声告知放送**」を使用して指示を出します。**(午前6時20分頃)**

- ① 自宅待機してください。(登校できる用意はしておいてください)
- ② **午前6時20分**までに解除されている場合は、原則登校します。
- ③ 始業時刻の2時間前から午前11時までに解除された場合は、解除後2時間を過ぎてから授業を開始します。
* 午前9時までに解除のときは給食があります。
* 午前9時から午前11時の間に解除された場合の昼食については、おにぎり等の弁当を持参して登校してください。保護者の方が仕事に出かけられる家庭では、出かける前に、おにぎりを持たせることができるような用意をしておいてください。
- ④ 午前11時を過ぎても解除にならない場合は、休業となります。
* 午前11時頃に解除になった場合に、自宅で昼食をとってから登校するという指示が出る場合もあります。
* スクールバスの関係もありますので、午前11時前に解除された場合でも休業の可能性はあります。

※登校時、危険箇所が見つかった場合は、家に引き返すなど安全な行動をとってください。

登校後に発令

校長が、気象状況、道路状況、交通状況などを判断し、安全を確認した上で、授業を打ち切り、帰宅させます。(スクールバスも動きます)

なお、帰宅が困難な場合は、「すぐメール」で連絡し、「引き渡し」を行います。

なお、警報の発表・解除は「町内音声告知放送」で行われますので、注意して聞いてください。気象警報の解除に伴う始業時刻等の連絡は、町教育委員会から「すぐメール」でお知らせします。

また、午前11時前に警報が解除されても、道路等の安全が確認されるまでは、自宅待機を継続する場合があります。ご了承ください。